

中部運輸局
自動車交通部

令和4年10月12日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
TEL 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

静岡地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年10月4日、静岡県焼津市の株式会社アンビ・アから下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、静岡地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：株式会社アンビ・ア

住所：静岡県焼津市栄町2丁目2番21号

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	1.2kmまで 680円	1.2kmまで 600円

【加算運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	235mまで 90円	311mまで 90円

（※1）静岡地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）

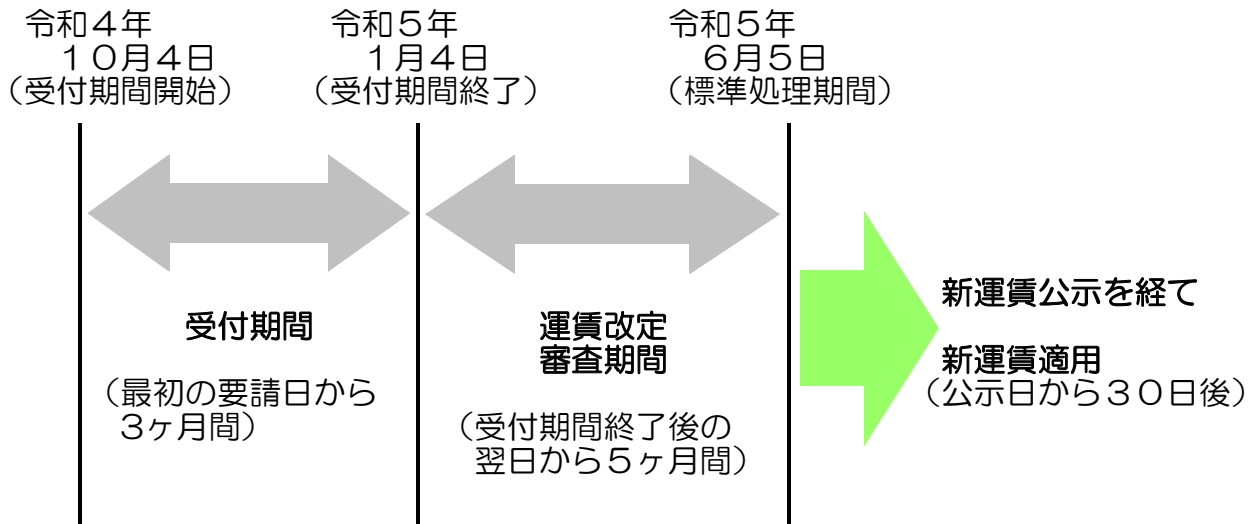
静岡県23市12町のうち、静岡市、浜松市、湖西市、磐田市、富士宮市、富士市、沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域を除く。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）、御殿場市、裾野市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡（森町）、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡（吉田町、川根本町）の19市7町の地域

（※2）静岡地区 事業者数及び車両数（令和4年10月4日現在）

事業者数：89者

車両数：3,905両 ※7割以上=2,734両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【静岡地区略図】

「静岡地区」とは、下地図の黄色部分です。
 ただし、沼津市の一部（平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域）、伊豆の国市の一部（平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域）を除く

